

(様式3の2)

## つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー 発電設備の設置を規制する条例(案)の背景・経緯等

つくば市環境生活部環境保全課

### ○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

つくば市では、「環境モデル都市」の選定を受け、「つくば環境スタイル」の取組みのひとつとして、市民、企業、大学、研究機関及び行政が一体となりオールつくばで太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用を推進している。

しかし、一方で太陽光発電設備などの既存の法律では規制できない再生可能エネルギー発電設備が、急速に普及が進み、全国的に様々な問題が生じております。当市でも国立公園である筑波山における太陽光発電施設の設置に対しては、反対の住民運動が起こり、つくば市議会においても、設置反対の決議がされております。このような状況を踏まえ、筑波山及び宝篋山での再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な規制を行うことで、森林の伐採及び土砂災害の誘発を防止し、筑波山及び宝篋山の景観、豊かな自然環境、安全で安心な生活環境の保全及び形成を図ることを目的として作成した。

### ○ 他の自治体の類似する計画等の事例

太陽光及び風力の再生可能エネルギー発電設備の規制について、県内市町村で条例を定めているところはなく、全国では県条例により規制区域を設けていたり、ガイドラインを策定している場合やそれに加えて市町村条例で規制を強化している場合、また、市町村単独で条例を策定し、抑制区域を設けて、再生可能エネルギー発電設備の設置を届出や許可制にするなど、地域の実情に応じて異なっている。

### ○ 未来構想における根拠又は位置付け

まちづくりの理念「Ⅲ環境にやさしく、次世代につなぐまち」

### ○ 関係法令及び条例等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法  
自然公園法  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

### ○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

今回の条例制定で、筑波山及び宝篋山において、太陽光及び風力による再生可能発電設備の設置を規制することにより、森林の伐採及び土砂災害の誘発が防止され、筑波山及び宝篋山の景観、豊かな自然環境、安全で安心な生活環境の保全と形成が図れる。

## 概要版

# つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例（案）

### 【概要】

#### 1 制定の目的

つくば市では、「環境モデル都市」の選定を受け、「つくば環境スタイル」の取り組みのひとつとして、市民、企業、大学、研究機関及び行政が一体となりオールつくばで太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用を推進しております。

しかし、一方で太陽光発電設備などの既存の法律では規制できない再生可能エネルギー発電設備が、急速に普及が進み、全国的に様々な問題が生じております。当市でも国定公園である筑波山における太陽光発電施設の設置に対しては、反対の住民運動が起こり、つくば市議会においても、設置反対の決議がされております。このような状況を踏まえ、筑波山及び宝篋山での再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な規制を行うことにより、森林の伐採及び土砂災害の誘発を防止し、もって筑波山及び宝篋山の景観、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全及び形成を図ることを目的として本条例を作成しました。

#### 2 条例の基本的考え方

- ・土地に自立して設置される再生可能エネルギー発電設備について、筑波山及び宝篋山に事業禁止区域を設け、設置を規制します。
- ・必要に応じて事業者に対し、報告や資料の提出を求めたり、立入調査を行います。
- ・この条例の規定に違反したときは、勧告を行い、従わない場合は、公表します。

## 【条例骨子】

### 目的（第1条関係）

この条例は、筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な規制を行うことにより、森林の伐採及び土砂災害の誘発を防止し、もって筑波山及び宝篋山の景観、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全及び形成を図ることを目的とします。

### 定義（第2条関係）

#### (1) 再生可能エネルギー源

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項に定めるエネルギー源のうち太陽光及び風力を指します。

#### (2) 再生可能エネルギー発電設備

土地に自立して設置される再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を指します。

#### (3) 事業

再生可能エネルギー発電設備を土地に自立して設置する事業を指します。

#### (4) 事業者

再生可能エネルギー発電設備を土地に自立して設置する者を指します。

### 事業の禁止（第3条関係）

次に掲げる区域では、事業者は事業を行ってはなりません。

#### (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域

(2) 筑波山及び宝篋山の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域

(3) 前2号に掲げる区域と一体的な区域として別図に掲げる区域

#### 報告及び立入調査（第4条関係）

市長は、必要な限度に応じて事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、市の職員に事業に係る土地に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させることができるものとします。

立入調査を行う市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなりません。

#### 勧告（第5条関係）

市長は、この条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、事業者に対し、当該事業の停止その他違反を是正するために必要な措置をとることを勧告することができるものとします。

#### 公表（第6条関係）

市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができるものとします。

市長は、公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければなりません。

#### 委任（第7条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

